

## 第1章 総則

## 第1条 (目的)

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。また、同時に宮原中学校区において、義務教育9年間の見通しをもった生徒指導を行うための指導の基準として定めるものである。

子どもたちが自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

## 第2条 (登下校など)

- (1) 登校は、通学路を歩いて午前7時30分～8時15分間に登校し、準備をすませて教室内に着席しておく。
- (2) 欠席・遅刻の場合は、午前8時15分までに保護者が学校に連絡をする。
- (3) 連絡のない遅刻が3回以上続く場合は、保護者に連絡し改善を促す。
- (4) 欠席が3日以上続く場合は、家庭訪問や保護者との話し合いを行う。
- (5) 早退の場合は、保護者が事前にその理由、時刻、下校方法などを学校に連絡する。
- (6) 下校は、原則、午後4時30分までに学校を出る。

## 第3条 (服装)

- (1) 学習活動に適し、着脱しやすい服装を原則とする。また、下記以外の服装などのきまりについては、校内に掲示されている「服装のきまり」「冬の学校生活について」を参照し、担任の指導は必ず守る。
  - ・ 名札は、登校後に左胸に付け、下校前にははずす。
  - ・ 冬季の防寒着、マフラーや手袋、ネックウォーマー、レッグウォーマー等は、教室内では外す。
  - ・ 肩や襟ぐりが極端に開いたもの、背中等の空いたもの、穴の空いたデザインの服は着ない。また、ワンピースやスカートを着る場合には、下にレギンス等をはくようにする。
- (2) 体操服は、白長袖、白半袖のシャツ、ハーフパンツ、赤白帽とする。
- (3) 運動靴は、運動しやすいものとする。ハイカットの靴ははかない。
- (4) 水泳水着は、スクール水着または競泳用水着を着用し、水泳帽は学年指定色のものとする。

## 第4条 (頭髪)

- (1) 頭髪は常に清潔にし、学習や運動に適した髪型とする。
- (2) 頭髪を染めたり、パーマをかけたりしない。
- (3) 前髪が目にかからないようにする。かかる場合は派手でない色のピンやゴムでとめる。また、肩につく長さより長い髪の人には、学習の妨げになるのでゴムで結ぶ。ゴムの色は派手でないものにし、シュシュやカチューシャなどの装飾はしない。
- (4) 不自然な髪型（一部を極端に伸ばしたり切ったりするなどバランスのとれない髪型等）にはしない。

## 第5条 (持ち物)

原則、学習に必要なもの以外は持ち込まない。

- (1) 必要ないものを持ち込んだ場合は、学校が一時的に預かり、指導後、保護者に返すか、了解を得て処分をする。
- (2) ランドセルにキーホルダーなどをつけない。ただし、防犯ブザーはのぞく。(お守りや鍵を付ける場合はランドセルの中に入れておく。)
- (3) 持ち物には、すべて名前を書く。
- (4) 携帯電話の校内持ち込みは禁止とする。

※ 特別な事情がある場合には、保護者は許可申請を行う。協議の上、学校が認めた場合のみ許可をする。その場合、携帯電話は登校時に職員室に預け、下校時に取りに来る。(毎年始めに申請が必要)

※但し、第2章に関して、事情がある場合は個別に相談に応じる。

### 第3章 校外の生活に関すること

#### 第6条 (外出)

- (1) 子どもだけで校区外に出ない。
- (2) 3月～10月は、5時になったら家に帰る。  
11月～2月は、4時半になったら家に帰る。
- (3) 子どもだけで友だちの家へ外泊はしない。家庭の事情等でやむを得ず泊まるときには、仲良く礼儀正しく過ごす。
- (4) カラオケ、ゲームセンター、映画館、ボーリング場などには必ず保護者同伴で行く。
- (5) 用事がないのに店に出入りしない。用事を済ませたら早く帰る。
- (6) 子どもだけで、海や川、山などに行かない。
- (7) 危ない場所（駐車場・鉄塔・池・山・海・空き家など）で遊ばない。
- (8) よその家の敷地に入らない。

#### 第7条 (交通安全)

- (1) 3年生以下は、道路で自転車に乗らない。（公園等での練習は、保護者同伴なら可）
- (2) 交通ルールを守る。特に、自転車の2人乗り、信号無視をしない。自転車の左側通行を守り、並列走行など他人の迷惑になることをしない。
- (3) 急な坂道やバス道路では自転車に乗ってはいけない。
- (4) 歩くときは、右側通行を守り、正しく横断歩道を渡る。
- (5) 道路や駐車場で、ローラースケートやスケートボード・キックボードなどに乗らない。

#### 第8条 (校外生活)

- (1) 公園では、ルールやマナーを守って遊ぶ。**(ボール遊びは禁止)**  
また、公園や道路などで飲食しない。
- (2) エアーガン・火遊び等、危険な遊びをしない。
- (3) 友人とのお金の貸し借り等をしない。また、必要のないお金を持ち歩かない。
- (4) 携帯電話・スマートフォン等は、家族と約束を決め、マナーやルールを守って使用する。また、ライン等のSNSを使用する際にはルールを守って使用する。ただし、SNSへの写真や動画の投稿は禁止とする。
- (5) 地域の方に声をかけられたときには、ていねいに受け答えをする。注意を受けたときには素直に聞き、保護者や学校に報告する。

### 第4章 特別な指導に関すること

#### 第9条 (問題行動)

##### <問題行動の定義>

保護者や教師、仲間が迷惑を被っている行動、法に触れ警察機関などが統制の対象とする行動、本人が悩み、困惑している行動などを問題行動ととらえる。

—文部科学省—

そのため「社会で許されないことは、学校においても許されない」との認識に基づき、児童が校内外で問題行動を起こした場合には、特別な指導を行う。

#### 第10条 (特別な指導)

上記に加えて、児童が次の行為等を行った場合にも特別な指導を行う。

特別な指導では、よりよい学校生活が送れるように、学校体制として取り組み、発達段階を配慮して行う。

問題行動対応一覧（自立に向けて）

	指導段階	指導対象の主な事柄	指導内容と方法	
一般的な指導の段階	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程や服装のきまりに記載されている服装違反</li> <li>・ シューズのかかと踏み</li> <li>・ 頭髪違反(速やかに直せるもの)</li> <li>・ 遅刻</li> <li>・ 授業妨害や授業放棄</li> <li>・ 指導無視, 暴言</li> <li>・ 不要物の所持</li> <li>・ 登下校のルール違反</li> <li>・ 公衆道徳に違反する行為(唾を吐く等)</li> </ul> ※携帯電話・危険物については保護者の来校を要請	①事実確認 ②口頭注意を行い, 直させる。 ↓ 事案が継続する場合 ③個別指導 (担任, 学年主任, 生徒指導・保健安全部) ↓ さらに継続する場合 ④保護者と連携を図り指導を行う。(来校要請等を含む。) ↓ ⑤指導に従わない場合, 指導段階2に移行する。	
	2	ルール・マナー違反B (指導にある程度の期間を要する重大な違反)	①事実確認 ②直して来させる ③保護者と連携を密にした指導(連絡, 来校要請, 家庭訪問) ④反省文	
特別な指導の段階	3	いじめに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめと認知される行為(レベル2未満)</li> </ul> ※必要に応じて判断する	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめと認知される行為(レベル2以上)</li> </ul> ※必要に応じて判断する	
	4	触法行為A (法規・法令違反)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙, 飲酒等</li> <li>・ 家出</li> <li>・ 道路交通法違反</li> </ul>	①事実確認 ②別室指導(説諭・反省文等) ③保護者来校要請 ④必要に応じて警察と連携
		触法行為B (犯罪行為)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 万引</li> <li>・ 窃盗</li> <li>・ 金品強要</li> <li>・ 暴力行為(生徒間暴力・対教師暴力・器物破損)</li> <li>・ 遺失物横領</li> </ul>	①事実確認 ②別室指導(説諭・反省文等) ③保護者来校要請 ④警察と連携
	5	重大な緊急対応	生命の危機にかかわるような犯罪や行為, 学校全体の秩序が脅かされ, 生徒が安心して登校できない状況を作る行為	①事実確認(可能な限り) ②警察, 関係機関と連携 ③教育委員会と連携

※この対応一覧は、宮原中学校の規程に準じて作成。

特別な指導では、よりよい学校生活が送れるように、学校体制として取り組み、発達段階を配慮して行う。

- (1) 特別な指導のねらいや期間, 指導内容などを児童や保護者に伝え, その了解のもとに行うものとする。必要に応じて, 家庭訪問又は学校で保護者との話し合いを持ち, 連携を図る。
- (2) 特別な指導は, 事実確認・反省・再発防止のための具体的な約束や取組を行い, 展望がもてるようにする。
- (3) 指導は, 原則として相談室等の別室で複数の教職員で行い, 記録を残す。
- (4) 法令, 法規に違反する行為, いじめ, 暴力行為, 指導を繰り返す場合は, 市教委・警察・子ども家庭センターなど関係諸機関と連携をとる。
- (5) 特別な指導に関する反省期間は1日～3日間とする。
- (6) 問題行動の程度や繰り返しなどにより, 指導・観察期間を変更する。

第11条(周知)

児童に対しては, この規程をふまえて「学校のきまり」などを用い, 指導を行う。

保護者に対しては, PTA 総会, 懇談会, ホームページを使って周知を図る。

附則 この規程は、平成29年9月1日  
平成30年4月1日 一部改正  
平成31年4月1日 一部改正  
令和2年4月1日 一部改正  
令和3年4月1日 一部改正し施行する。